平成２７年度監査結果の概要

１　社会福祉法人および社会福祉施設

（１）社会福祉法人および社会福祉施設の指導監査

「平成２７年度指導監査実施方針」の重点事項を中心に、指導監査を実施し、改善を図りました。

（平成２７年度指導監査実施方針の重点事項）

① 適正な法人運営の確保

② 会計処理の適正化

③ 施設運営の適正化

④ 適切な利用者援助の確保

⑤ 安全対策の確保

（２）実施状況

指導監査の実施状況は、次のとおりです。

①　社会福祉法人

実　施　数	対　象　数
３６法人	８９法人

（注）対象数は、平成２７年度当初の法人数です。

②　社会福祉施設

区　　分	実　施　数	対　象　数
生活保護施設	２	３
婦人保護施設	０	１
児童福祉施設	１５４ （うち保育所１４３）	４５４ （うち保育所４１８）
老人福祉施設	１０８	４１５
障害者支援施設	１７	４１
計	２８１施設	９１４施設

（注）対象数は、平成２７年度当初の施設数で、休止等の施設数は除きます。

（３）指摘状況

指導監査による改善指摘状況は、次のとおりです。

①　社会福祉法人関係

指導監査を実施した３６法人のうち、３６法人に対し、２９０件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

ア　組織運営に関するもの　　１０５件（３６．２％）

・　理事長の職務代理者を指名していない。
・　定款の不備又は実態と乖離している。
・　理事会の議事録の記録および保存が不適切である。
・　役員等の選任に係る手続きが不適切、選任関係書類が未整備である。
・　役員報酬等の不適切な支給がある。

イ　事業に関するもの　　１件（　０．３％）

・　定款上の事業と実際行われている事業が不一致

ウ　管理に関するもの　　１８４件（６３．５％）

・　運用財産等の管理が不十分である。
・　経理事務処理が不十分である。
・　経理規程が未整備又は実態と乖離している。
・　決算関係書類が不適切又は誤りがある。
・　諸帳簿の整備が不適切である。
・　入所者預り金の取扱いが不適切である。
・　寄附金の取扱いが不適切である。
・　資産総額等が未登記又は登記遅延がある。
・　苦情解決の仕組みが未整備又は不十分である。

②　社会福祉施設関係

指導監査を実施した２８１施設のうち、２６６施設に１，６３２件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

ア　適切な入所者処遇の確保に関するもの　　５１３件（３１．４％）

・　苦情処理の窓口が未設置であるなど、苦情解決の体制が整備されていない。
・　給食における必要な栄養所要量の確保が不十分である。
・　必要な医師・嘱託医の設置状況および必要な医学的管理の状況が不十分である。

イ　施設運営の適正な実施の確保に関するもの　１，１１９件（６８．６％）

- 直接処遇職員等配置基準に基づく必要な職員確保が不十分である。
- 給与規定等の各種規定の整備状況が不十分である。
- 職員への健康診断等健康管理の実施状況が不十分である。
- 消火・避難訓練が不十分である。

表１　社会福祉法人の指摘項目および件数

社会福祉法人	指　摘　項　目	指　摘　件　数
実施　３６法人 指摘　３６法人	Ⅰ　組織運営	１０５（36.2%）
	１定款変更等の状況	２５
	２役員等の構成の状況	４４
	３理事会の状況	２８
	４評議員会の状況	７
	５監事監査の状況	１
	Ⅱ　事　業	１（0.3%）
	１社会福祉事業の実施状況	１
	２公益事業の実施状況	０
	３収益事業の実施状況	０
	Ⅲ　管　理	１８４（63.5%）
	１人事管理の状況	７
	２資産管理の状況	１７
	３会計処理の状況	１３６
	４その他	２４
計	－	２９０（100.0%）

表２　社会福祉施設の指摘項目および件数

指摘項目 ＼ 社会福祉施設	適切な入所者処遇の確保			施設運営の適正な実施の確保			計
	処遇の充実	生活環境の確保	自立支援援助その他	運営体制の確立	職員確保、処遇充実	防災対策の取組その他	
生活保護施設	３	０	０	１	０	３	７
婦人保護施設	０	０	０	０	０	０	０
児童福祉施設	３２９	３２	０	１４９	３７７	１１３	１，０００
老人福祉施設	１１０	１９	０	２８３	６９	７０	５５１
障害者支援施設	１８	０	２	１４	５	３５	７４
計 実施２８１施設 指摘２６６施設	４６０ 28.2%	５１ 3.1%	２ 0.1%	４４７ 27.4%	４５１ 27.6%	２２１ 13.5%	１，６３２ 100.0%
	５１３（31.4%）			１，１１９（68.6%）			

（注）１　児童福祉施設には、保育所および障害児施設を含みます。

２　小数点第２位以下四捨五入のため、合計が 100.0%にならない場合があります。

（４）確認監査

指導監査において指摘した不適切事項については継続的な指導を行い、法人に自主的な改善を求めています。

平成２７年度は、７法人に対し確認監査を行い、改善状況を確認するとともに、改善が不十分な場合は、改善ができない理由およびその原因を究明し、改善に向けた指導を行いました。